

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加 埼玉県社会保障推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保障推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付  
お待ちしています!

No.9  
09年7月7日発行



12,121筆、さいたま地裁へ提出

## さいたま地裁へ12,121筆提出 「公正な審理と判決を求める」署名

### 第2弾の署名提出

6月24日、支援する会は、「憲法で保障された生存権を守り生かすため公正な審理と判決を求める要請書」

を、昨年9月に一万筆を提出したのに引き続き、さいたま地裁に12,121筆提出しました。

署名は、埼玉社保協のホームページ`http://www.shinjuku.org/`か

らのアクセスや各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力をお願い致します。

### 第9回口頭弁論 損害額の再計算

6月24日の口頭弁論は、42名の傍聴でした。被告側は第6準備書面を提出しましたが、それについての陳述はありませんでした。

原告側は第8準備書面を出し、損害額の訂正と生活保護費の計算方法についての説明を行いました。三郷市の記録では第1回の面接は平成17年2月1日としても相談に行つて以前にも相談に行つて



### 報告集会 「責任論」から「損害論」へ

弁護団から、これまでの口頭弁論では、責任論、違法についての

議論が行なわれてきま

ていますが、三郷市が相談のあつたとする平成17年2月1日時点から平成18年9月25日までの保護費を計算し、請求をしました。受けられるはずだったのに受けられなかつた生活保護費についての損害額については訴状でも具体的に記述しています。医療扶助については、医療機関への調査が必要なので、次回以降書面で請求する旨が伝えられました。

原告側は、亡くなつた原告の治療に掛かった医療費は、高額療養費制度が適用される分の算定や保険内、保険外の計算などで時間が掛かるため、次回に報告することとした。原告側としては、責任論については既に充分主張を尽くしてきたという立場で、今後は損害論の議論に入つていくこと

## 5月8日の進行協議



弁護士会館での裁判報告会

今回の口頭弁論に先立ち、5月8日に進行協議期日が設けられました。その際、裁判所は被告に対して求釈明書を出して3つの点について釈明を求めました。

第一に、被告は平成17年2月の第一回相談で、被告は申請行為がなかつただから答えがなかつたとしてきましたが、裁判所は答える必要はないとしてきましたが、裁判所は申請行為を明らかにすることを求めました。これ

は被告に対しても原告が3つの点について釈明を求めました。原告は被

告に對して求釈明書を出して3つの点について釈明を求めました。原告は要保護状態にあつたかを明らかにすることを求めました。これ

まで、被告は申請行為がなかつただから答えがなかつたとしてきましたが、裁判所は答えるべきだと指導してきましたが、裁判所は答える必要はないとしてきましたが、裁判所は申

立すると述べたとしています。ですが、それで生活保護を打ち切つてよいとする根拠をはつきりさせるように求めました。合わせて、原告の自立する意志の根拠についても含めて示すよう求めました。

第三に、生活保護の相談に当たつて被告が義務を果たしていないと原告側が主張していることについて、相談の際の制度の説明を行なう義務、申請の意志を確認する義務、申請を支援する義務について明瞭化するように求めました。

こうした裁判所の求めに対して、被告は第6準備書面を提出しましたが、相変わらず相談の際には申請はなかつ

たので要保護状態については調査していない、

要保護状態であったことが明らかになつてき

ます。また、医療扶助額が確認でき、全体の損害額が見えてくるもの

です。

の申請があつたことや要保護状態であつたことが明らかになつてき

いません。

### 生健会の方の発言



### 本日の進行協議と 今後の裁判進行

問い合わせ 裁判所は被告の回答が今回の第6準備書面の内容で充分だとしているのか

答え 裁判所は被告側からこれ以上の主張は立てこないと判断し、立証は原告側で行なつて裁判を進行させていくことになつた。

問い合わせ 今回の生活保護申請書を置くことになりました。

答え 原告側の主体的な立証としての見直しがあります。

本日の進行協議では、原告側が各面接の場面でのやり取りでの違法性を具体的に主張する

ことと、損害論についての補足を行なうことが確認されたと報告がありました。

次回以降、被告が申請がなかつたとする面接時のやり取りが明らかになることで、原告

が裁決終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

\*時間は午前八時～午前九時

本日の進行協議では、原告側が各面接の場面でのやり取りでの違法性を具体的に主張する

ことと、損害論についての補足を行なうことが確認されたと報告がありました。

次回以降、被告が申請がなかつたとする面接時のやり取りが明らかになることで、原告

が裁決終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

\*時間は午前八時～午前九時

本日の進行協議では、原告側が各面接の場面でのやり取りでの違法性を具体的に主張する

ことと、損害論についての補足を行なうことが確認されたと報告されました。

次回以降、被告が申請がなかつたとする面接時のやり取りが明らかになることで、原告

が裁決終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

\*時間は午前八時～午前九時